

【障害減免の対象となる等級】

①身体障害者手帳（本人運転・家族運転共通）

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚機能障害		○	○	○	○	×	×
聴覚機能障害		/	○	○	×	×	×
平衡機能障害		/	/	○	×	×	×
音声機能の喪失（喉頭摘出のみ）		/	/	○	×	×	×
上肢機能障害		○	○	○	×	×	×
下肢機能障害		○	○	○	○	○	○
体幹機能障害		○	○	○	/	○	×
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○	○	×	×	×
	移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害		○	/	○	○	×	×
じん臓機能障害		○	/	○	○	×	×
呼吸器機能障害		○	/	○	○	×	×
ぼうこうまたは直腸機能障害		○	/	○	×	×	×
小腸の機能障害		○	/	○	×	×	×
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○	×	×	×
肝臓機能障害		○	○	○	×	×	×

②知的障害児・者（家族運転のみ）

A1・A2の療育手帳を持っている人。

③精神障害者（家族運転のみ）

1級かつ精神通院医療の公費負担を受けている人。